

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第172回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第172回 食品安全委員会議事概要

平成18年12月21日(木) 14:00～15:30

議事概要:

(1) 寺田委員長辞任挨拶

- ・寺田委員長より辞任の挨拶があった。

(2) 委員長の選出

- ・互選により見上委員が委員長に選出された。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目

- 1) キノキシフェン
- 2) ジクロトホス
- 3) シニドンエチル
- 4) ニトラピリン
- 5) フリラゾール
- 6) フルリドン
- 7) ラクトフェン

・動物用医薬品 7品目

- 8) キシラジン(優先評価物質)
- 9) アモキシシリン
- 10) カナマイシン
- 11) セフキノム
- 12) ドキシサイクリン
- 13) バルネムリン
- 14) リンコマイシン

・厚生労働省からの説明。

- ・農薬7品目については農薬専門調査会、動物用医薬品7品目については動物用医薬品専門調査会において審議することになった。

- ・今年度の評価依頼予定物質について、円滑に審議するため、できるだけ早く評価要請を行うよう厚生労働省に依頼した。

<参考>

・農薬 7品目(1)～7) 全てポジティブリスト制度関連)

- 1) 殺虫剤であり、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 2) 殺虫剤であり、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 3) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 4) 硝化阻害剤で、土壌中の窒素肥料の硝酸化を防ぎ、肥料の効果を高めます。日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 5) 葉害軽減剤で、除草剤散布前に使い葉害を軽減します。日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 6) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 7) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

・動物用医薬品 7品目(1)～7) 全てポジティブリスト制度関連)

- 8) 鎮痛・鎮静剤で、牛、馬等の手術や検査に際して用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 9) 抗菌剤で、牛、豚の肺炎、大腸菌下痢症、鶏の大腸菌症などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 10) 抗菌剤で、牛、豚の肺炎、気管支炎、細菌性下痢症、鶏の大腸菌症などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 11) 抗菌剤で、牛の肺炎の治療などに用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 12) 抗菌剤で、豚の胸膜性肺炎、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 13) 抗菌剤で、豚の赤痢、マイコプラズマ肺炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 14) 抗菌剤で、豚の赤痢、マイコプラズマ肺炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- 1)「Lーパリン」に関する意見・情報の募集について
- 2)「Lーロイシン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・分析法の記載について委員から指摘がなされた。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)、2)栄養分の補給を目的として、飲料や調味料等に使用される添加物(アミノ酸)です。

- (5)食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正について

- ・事務局から説明。
- ・厚生労働省から食用赤色104号及び105号のヘキサクロロベンゼンの規格改定の検討状況について説明。
- ・食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正については、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないものとしてリスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- ・ヘキサクロロベンゼン(HCB)は、食用赤色104号及び105号の製造過程で非意図的に生成される不純物であり、現在、厚生労働省においてHCBの規格設定に関して検討が行われています。

- (6)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1)農薬 アゾキシストロビンに係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「アゾキシストロビンの一日摂取許容量(ADI)を0.18mg/kg体重/日と設定する」としてリスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 1)殺菌剤で、水稻、小麦などに使用し、だいこんやピーマン等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

- (7)食品安全モニターからの報告(平成18年11月分)について

- ・食品安全モニターから11月中に報告された30件について事務局から報告。

- (8)その他

- ・「ノロウイルス食中毒について(報告)」に基づき、ノロウイルス食中毒、感染性胃腸炎の発生状況、厚生労働省、食品安全委員会の対応について事務局から報告。引き続き国民に対し、正確な情報の提供に努めていくこととなった。
- ・「輸入手続き停止前の未通関の米国産牛肉の取扱いについて」について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー